

平成 28 年 6 月 3 日  
子ども・若者部保育認定・調整課

## 保育の利用・調整基準の見直しに係る課題整理について（追加）

### 1 主旨

標記の保育の利用・調整基準の見直しに係る課題整理については、平成 28 年 1 月 22 日に開催された第 4 回世田谷区子ども・子育て会議において、それまでに示されている国の考え方及び区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望を踏まえ報告を行ってきたところである。

同会議においても新たな視点からの課題の追加提案があったため、新たな項目を追加し、今後開催が予定される子ども子育て会議や新たに設置される部会を通じて、更なる検討を行い、見直しに関する議論を深めていくこととする。

### 2 基本的な考え方

児童福祉法第 24 条第 3 項では、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う」としている。区としては、長年に渡り積み上げられた現行の利用調整（入園選考）の方法が一定の区民の共通理解となっているものと認識しているが、同時に保育を必要とする度合いを公平に判断する際の手法については、今後も区民から寄せられた意見・要望や社会情勢の変化により、慎重に検討を重ねていく。

### 3 実施時期（予定）

今後、新たに設置する部会において検討を行い、見直しが必要なものについては平成 29 年 10 月以降の入園及び事業の利用開始における利用調整分から適用を予定する。

### 4 利用調整の対象となる施設及び事業

- 保育所（認可保育園）
- 認定こども園（保育所部分）
- 地域型保育事業
  - ・家庭的保育事業
  - ・小規模保育事業
  - ・居宅訪問型保育事業
  - ・事業所内保育事業（地域枠分）

### 5 追加する検討課題

保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用

#### 概要

国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成 29 年度末までの整備目標を 40 万人から 50 万人へと上積みし、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を進めているが、保育士自身の子どもが保育所を利用できず待機児童となる場

合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因となっている。全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっている。

#### 現状

保護者の職業や職種による優先利用の項目はなく、就労については、週の勤務日数及び時間により、指数を決定し利用調整を行っている。

#### 課題

- ) 保育の担い手としては、保育士、幼稚園教諭、保育教諭などの職種が考えられるが、0歳児保育を実施している園で必置の看護師、栄養士や他の職種についても対象とするか。
- ) 保育施設を区内に限定するかどうか。また、認可保育園等に限らず認可外保育園等も実際の保育の担い手といえるが、保育士等の勤務先はどの範囲まで設定していくか。
- ) 政府の「待機児童解消加速化プラン」は平成29年度末までであるが、優先利用の対応を行った場合でも、保育の担い手の確保に関する状況の改善が進んだ一定の段階で、さらに見直す必要があるか。
- ) 特定の職業に対する優先利用について、他の申込者の理解が得られるか。

#### 主な意見

- ・現在、国や東京都が保育士確保及び離職しないように、さまざまな策を講じているにもかかわらず、現役の保育士が我が子の入園不承諾のために、復職できないことに対して全く理解ができない。このまま復職できなければ、退職においやられる、または退職せざるを得なくなるのも時間の問題である。世田谷区は、国や東京都の政策に足並みをそろえていないのではないか。
- ・認可保育園の保育士が育児休業から休業前の園に復職し、かつ休業前の園に自身の子の入園を希望する場合は、高い指数を付与する。保育の現場に欠かせない保育士が、復職する園に自身の子を入園させられず、復職の妨げになっている。他の園に預けての勤務は働き方を大きく制限するものであり、モチベーションの低下も避けられない。保育士が確保できないと結果的に他の子ども受け入れられず、保育現場の安定的な運営に支障をきたすため、最優先すべき。

## 6 スケジュール(予定)

平成28年6月3日	第1回子ども・子育て会議
平成28年6月下旬～7月上旬	保育の利用調整基準見直し部会
平成28年8月～10月上旬	保育の利用調整基準見直し部会
平成28年11月～29年1月上旬	保育の利用調整基準見直し部会

部会での見直しに係る検討状況については、適宜、子ども子育て会議に報告する。